

千曲市訓令第1号

本 庁
出先機関

千曲市職員の自治区とのパートナーシップによるまちづくり推進規程の一部を改正する
訓令を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市職員の自治区とのパートナーシップによるまちづくり推進規程の一部を改正する訓令

千曲市職員の自治区とのパートナーシップによるまちづくり推進規程（平成17年千曲市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市職員の自治区との協働によるまちづくり推進規程

附 則

この訓令は、令和7年2月5日から施行する。